

# 東京大学大学院総合文化研究科副研究科長選考内規

制定 平成17年11月18日

(総則)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部研究科長室の組織等に関する内規第3条第6項に定める大学院総合文化研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）の選考は、他の規定の定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

(選考)

第2条 次の各号により副研究科長に欠員が生じることとなったとき、又は欠員が生じたときは、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第4条及び東京大学教養学部組織規則第4条に定める教授会において、後任副研究科長の選考を行うものとする。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 前2号以外の事由

(予告及び選挙)

第3条 研究科長は、前条第1号の事由の生じる日の3か月以上前の教授会において、副研究科長予定者の選挙を行うものとし、当該教授会の1回前に開催の教授会で、その予告を行うものとする。

2 研究科長は、前条第2号および第3号の事由が生じることとなったときは、速やかにその事由と後任予定者の選考について事前に予告を行ったうえ、後任予定者の選考に関する教授会を開催しなければならない。

(定足数)

第4条 第2条の教授会は、開催日現在における東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会内規（以下「教授会内規」という。）第6条第2項各号に定める者を除く教授会構成員の3分の2以上の者の出席を必要とする。

(被選挙権者)

第5条 副研究科長の被選挙権者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教授会内規第2条に定める教授会構成員（以下「教授会構成員」という。）のうち専任教授
- (2) かつて教授会構成員の専任の教授、准教授又は講師であった者のうち、副研究科長予定者の任期の初日において教授会構成員の専任教授であることが見込まれる者

(選挙権者)

第6条 副研究科長の選挙権者は、教授会構成員に限るものとする。

(被選挙権者の区分)

第7条 副研究科長は、次の区分から選考するものとする。

- (1) 言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻及び附属グローバル地域研究機構
- (2) 広域科学専攻
- (3) 前2号の区分に該当しない教員については、その教員の専門分野に応じて研究科長が適宜判断のうえ、前2号のいずれかの区分を適用する。

(予備選挙)

第8条 副研究科長の予備選挙は、前条の区分により、欠員の生じた区分の選挙権者全員の無記名による2名連記式投票により、副研究科長候補者を選出する。

2 前項の投票の結果、得票数の上位3名の者を副研究科長候補者とし、当該教授会で五十音順に発表する。

3 前項の場合において、上位3名の者と得票同数の者があるときは、同数の者全員を副研究科長候補者とする。

(本選挙)

第9条 副研究科長の本選挙は、前条の候補者を参考として、出席者全員の無記名による単記式投票を行い、投票総数の過半数を得た者を副研究科長予定者とする。

2 前項の第1回投票において、投票総数の過半数を得た者がいないときは、引き続き、前項により第2回投票を行う。

3 前項の第2回投票において、なお、投票総数の過半数を得た者がいないときは、第2回投票における上位得票者2名（上位2位までの票を得た者が2名を超える場合においては、その全員）について、引き続き第1項による第3回投票を行い、第1項に関わらず、その得票上位の者を副研究科長予定者とする。

4 前項の第3回投票において、なお、得票数が同数の場合、くじにより副研究科長予定者を定める。

(辞退)

第10条 副研究科長予定者とされた者は、相当の理由がある場合を除き、辞退することができない。

2 副研究科長予定者に選出された者が辞退した場合は、前条2項の第2回投票から再選挙を行う。

附 則

1 この内規は、平成17年11月18日から施行する。

2 この内規施行の日において、従前の規定により選出された副研究科長の任期は、なお、従前の例による。

3 東京大学大学院総合文化研究科副研究科長選考内規（平成16年12月16日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年11月24日から施行する。